

第4章：市長等の権限及び責務等

◆市長の権限及び責務（第10条、第11条）

- 市を代表し、市政運営を行う執行機関である市長の権限と責務を明らかにしています。

◆市長以外の執行機関の権限及び責務（第12条、第13条）

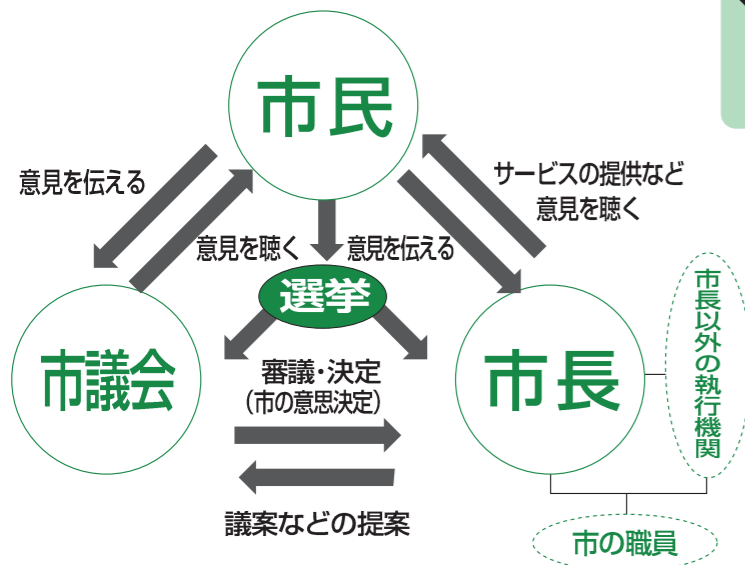
- 法令に基づき、市長とは独立して事務を管理・執行することができる市長以外の執行機関の権限と責務を明らかにしています。

！この条例での「市長以外の執行機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会の6機関を指します。

◆市の職員の責務（第14条）

- 全体の奉仕者として市政運営に携わる市の職員の責務を明らかにしています。

市民・市議会・市長の主な関係



第5章：市政運営

●市政運営の基本的な進め方

◆市政運営の基本原則（第15条）

- 市議会と市長等が市政運営を行う上での行動原則を明らかにしています。

◆総合計画（第16条）

- 市長は、総合計画を策定し計画的な市政運営を行うことを明らかにしています。

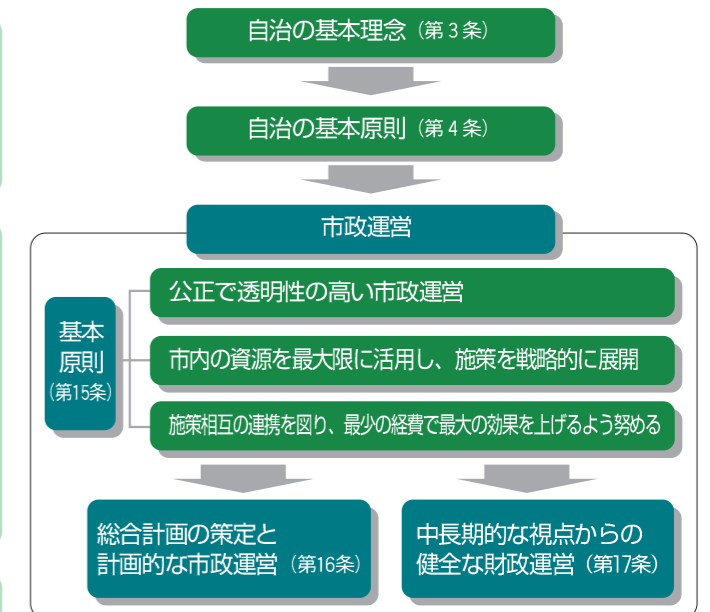
！総合計画とは、市の将来像やそれを実現するための政策を定めたまちづくりの最上位計画です。現在は、平成19～26年度を計画期間とする第5次総合計画（改定版）に基づいてまちづくりを進めています。

◆財政運営（第17条）

- 健全で透明性が高い財政運営を行うための基本的な事項と、財政状況に関する情報の公表について明らかにしています。

！財政状況の公表に関する具体的な事項は、「上越市財政状況の公表に関する条例」で定めています。

この条例に基づく市政運営のイメージ



（市長の権限）

第10条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定めるところにより、市を統轄し、市を代表する。

2 市長は、地方自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収等の市の事務を管理し、これを執行する。

（市長の責務）

第11条 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。

2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。

3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。

（市長以外の執行機関の権限）

第12条 市長以外の執行機関は、地方自治法その他の法令に定める権限に属する事務を管理し、これを執行する。

（市長以外の執行機関の責務）

第13条 市長以外の執行機関は、広く市民の意見を聴くとともに、前条に規定する権限に属する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければならない。

2 市長以外の執行機関は、その権限に基づく事務に係る基本的な事項について、市民及び市議会への説明責任を果たさなければならない。

（市の職員の責務）

第14条 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

2 市の職員は、職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない。

用語の解説

【予算の調製】

予算案を作成し、市議会に提案できるようにすること。

（市政運営の基本原則）

第15条 市議会及び市長等は、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり公正で透明性の高い市政運営を推進し、公共の福祉の増進に努めなければならない。

2 市議会及び市長等は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、市内の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。

（総合計画）

第16条 市長は、自治の基本理念、自治の基本原則及び前条に定める市政運営の基本原則にのっとり市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行わなければならない。

（財政運営）

第17条 市議会及び市長は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく、かつ、市民が理解することができるようにして公表しなければならない。

用語の解説

【公共の福祉】

社会一般の利益を表すもので、特定の個人ではなく、市民全体の利益を意味します。

●市政運営における情報の取扱い

◆情報共有及び説明責任（第18条）

- 市政運営に関する情報共有と説明責任の基本的な姿勢を明らかにしています。

◆情報公開（第19条）

- 公正で開かれた市政運営を実現するため、市議会と市長等が保有する情報の公開原則について定めています。

！ 具体的な事項は、「上越市情報公開条例」で定めています。

◆個人情報保護（第20条）

- 市民の基本的な人権である個人の尊厳の確保に密接に関係する個人情報保護に対する市の基本的姿勢を明らかにしています。

！ 具体的な事項は、「上越市個人情報保護条例」で定めています。

市政運営の 情報提供方法はさまざま



広報上越



ホームページ



市政情報コーナー

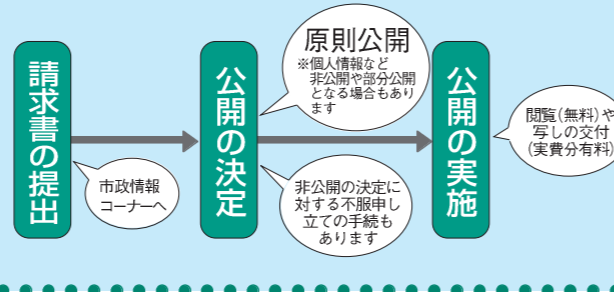


各種説明会

ポイント

市民の皆さんの 「知る権利」を守る情報公開制度

市では、市民の皆さんが市政運営に関する情報について、必要な時に公開の請求ができるように、市役所木田庁舎、各区総合事務所、南・北出張所に「市政情報コーナー」を設置し、公文書の目録や、市が発行した各種冊子、パンフレット、参考図書などを備え付けています。



●政策形成過程への市民のかかわり

◆審議会等（第21条）

- 審議会や検討委員会等の委員等の選任についての考え方や、それらの会議の公開について明らかにしています。

！ この条例でいう審議会等とは、市の事務や事業について市民の皆さんの意見や専門的知見等を反映し、公正の確保を図るために設置する審議会、委員会、市民会議等のことです。会議の公開に関する具体的な事項は、「上越市審議会等の会議の公開に関する条例」で定めています。

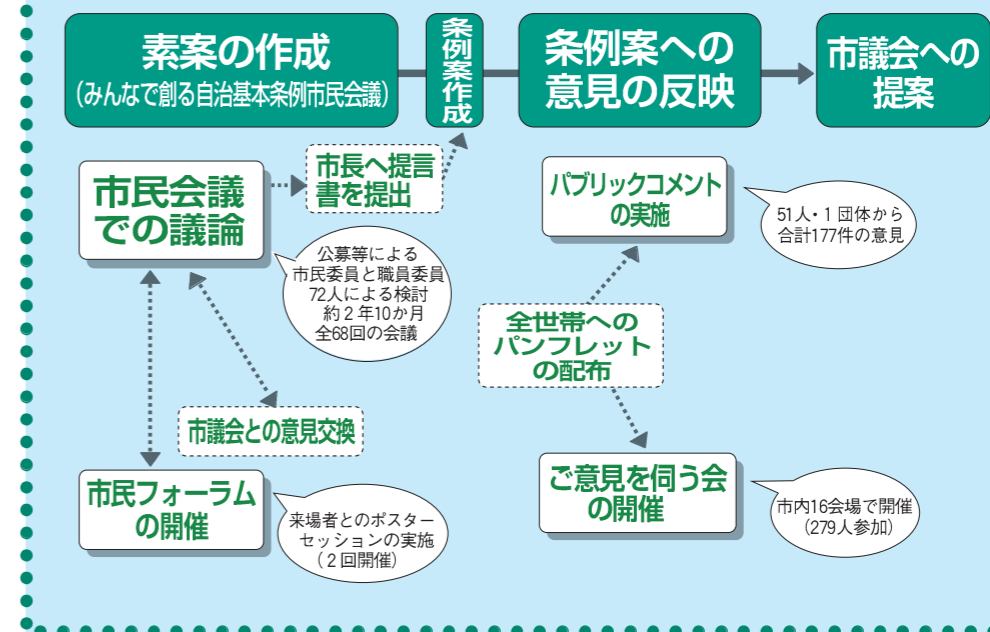
◆パブリックコメント（第22条）

- 市政運営に関する情報共有や市民参画の促進を図る制度の一つであるパブリックコメントについて明らかにしています。

！ パブリックコメントとは、市が、重要な施策（計画や条例）などを決める際に、事前にその案を公表し、市民の皆さんから広く意見を求める制度です。パブリックコメントの実施に関する具体的な事項は、「上越市パブリックコメント条例」で定めています。

ポイント

政策形成過程への市民参画の事例 ～上越市自治基本条例ができるまで～



(情報共有及び説明責任)

第18条 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。

- 2 市長等は、政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(情報公開)

第19条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報を、市民の求めに応じ、原則として公開しなければならない。

- 2 前項の市議会及び市長等の保有する情報の公開の手続については、別に条例で定める。

(個人情報保護)

第20条 市議会及び市長等は、市民の基本的な人権である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報を適切に保護するとともに、市民の自己に係る個人情報の開示請求等の権利を保障しなければならない。

- 2 前項の個人情報の適切な保護及び市民の自己に係る個人情報の開示請求等の手続については、別に条例で定める。

(審議会等)

第21条 市議会及び市長等は、審議会等の構成員（以下「委員等」という。）の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手続について透明性を確保するよう努めなければならない。

- 2 市議会及び市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、男女の構成比に配慮しなければならない。
- 3 市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等に含めるものとする。
- 4 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開等を行うものとする。

(パブリックコメント)

第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければならない。

- 2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。
- 3 第1項の手続及び前項の規定による公表については、別に条例で定める。

●市民が納得できる行政サービスの提供

◆苦情処理等（第23条）

- 市民からの苦情等に対する応答責任と、オンブズパーソンの設置について明らかにしています。

！オンブズパーソンとは、市民の皆さんの権利や利益を擁護し、市政を監視する制度です。具体的な事項は、「上越市オンブズパーソン条例」で定めています。

◆行政手続（第24条）

- 市長等が行う行政手続の公正を確保し、市民の権利・利益を保護するための基本的な事項について明らかにしています。

！行政手続とは、市長等が行う営業許可などの許認可処分などの公権力の行使に当たる行為、行政指導や届出に必要となる手続を意味します。これらについての標準的な処理期間や審査基準など具体的な事項は、「上越市行政手続条例」で定めています。

◆評価（第25条）

- 市の事業等の評価を行い、効果的で効率的な市政運営に努め、その結果を市民に公表することを明らかにしています。

！「行政評価」とは、効果的で効率的な市政運営を図るため、行政活動を一定の基準・視点に従って評価し、その結果を改善に結び付ける手法です。現在、本市では、事務事業の成果や最上位計画である総合計画への貢献度合いなどを評価し、その結果を市のホームページ等で公表しています。

◆外部監査（第26条）

- 適切な行政サービスが提供されているか、公金が適正に使われているかを外部の専門家の視点で確認する外部監査制度について明らかにしています。

！具体的な事項は、「上越市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例」で定めています。

◆出資法人（第27条）

- 出資法人との関係における市の基本的な姿勢、方針等について明らかにしています。

！この条例でいう出資法人とは、市が出資金等を4分の1以上出資している法人のことで、市が経営状況について報告を徴しています。本市では経営状況に基づき説明資料を作成し議会に提出するとともに、ホームページ等を通じて市民に周知しています。

ポイント

オンブズパーソン制度

- 市の仕事と、その仕事にかかわる職員の行為に関して、不当や不適切など感じたこと（苦情）について、オンブズパーソン（市議会の同意を得た民間の方）が、公正な立場に立って関係する市の機関等を調査します。ただし、対象となる苦情の内容は、本人に直接利害関係があり、原則としてその事実のあった日から1年以内のものです。

●法令とのかかわり

◆政策法務（第28条）

- 自主自立の市政運営の確立に向け、政策法務に積極的に取り組むことを明らかにしています。

！政策法務とは、市議会と市長等が自らの権限を十分に活用しながら、条例や規則などの制定、法令の解釈や運用に努めることを意味します。

◆法令遵守（第29条）

- 市民に信頼される市政運営を行う上で不可欠な市議会や市長等の法令遵守義務について明らかにしています。

◆公益通報（第30条）

- 汚職や不祥事等の法令違反行為を知った市の職員などが公益のために通報できるように、通報者を不利益な取扱いから保護するための体制整備について明らかにしています。

●安全・安心な市民生活の確保

◆危機管理（第31条）

- 安全で安心な市民生活を確保するための市長等の責務と、災害等の発生時の市長等と市民の役割を明らかにしています。

！危機管理についての具体的な対応・対処については、「上越市地域防災計画」や「上越市国民保護計画」などに基づいて行っています。

危機管理は…

日ごろからの備えが大切



もしものときは協力が大切



るよう経営状況について報告を徴するほか、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により報告のあった経営状況に基づき説明書類を作成し、議会に提出するとともに、市民に周知するものとする。

（政策法務）

第28条 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければならない。

（法令遵守）

第29条 市議会及び市長等は、法令の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、常に適法かつ公正な市政運営に努めなければならない。

（公益通報）

第30条 市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

（危機管理）

第31条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態（以下「災害等」という。）に的確に対応するための体制を整備しなければならない。

2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければならない。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければならない。

用語の解説

【法令】

国会が制定する「法律」と、国の行政機関が制定する「命令」、地方公共団体が制定する「条例・規則等」とを合わせたものを意味します。

（苦情処理等）

第23条 市議会及び市長等は、市政運営に関する苦情等があったときは、速やかにその内容及び原因を調査分析し、改善を要すると判断したものについては、再発防止等のための適切な措置を講じなければならない。

2 市長等は、市民主権の理念に基づき、公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理し、及び市政運営を監視することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政運営の一層の進展及び市政運営に対する信頼の確保に資するため、別に条例で定めるところにより、オンブズパーソンを設置する。

（行政手続）

第24条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、市長等が行う許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図らなければならない。

2 行政手続法（平成5年法律第88号）等に定めるもののほか、前項の基本的な事項については、別に条例で定める。

（評価）

第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに速やかに反映させるよう努めるとともに、当該評価の結果並びに改善及び見直しの内容を分かりやすく市民に公表しなければならない。

2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる評価の手法及び第三者による評価の手法をとり入れるよう努めなければならない。

（外部監査）

第26条 市民、市議会及び市長は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、地方自治法に定めるところにより、外部機関による監査の実施を求めることができる。

2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。

（出資法人）

第27条 市長は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資法人」という。）に対して、適切な情報公開及び個人情報保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成でき